



平成17年10月7日

各 位

会社名 豊和工業株式会社
代表者名 取締役社長 野崎東太郎
(コート番号 6203 東証・名証 第1部)
問合せ先 常務取締役総務部門長 坂野和秀
(TEL. 052 - 408 - 1001)

知的財産権に関する権利侵害事件の最高裁判所の決定について

当社の実用新案権に対するSMC株式会社の権利侵害につき、当社が原告となり平成8年8月8日付で提訴し、以降、名古屋地方裁判所及び名古屋高等裁判所において侵害行為差止及び損害賠償請求の裁判を行なってまいりましたが、この度、最高裁判所にて当社勝訴となる決定が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯及び内容

当社の実用新案登録第2035182号「圧流体シリンダ」(ガイド付ロッドレスシリンダ)をSMC株式会社の製品が侵害しているとの理由で、当社は平成8年8月8日付で名古屋地方裁判所に提訴し、平成15年2月10日、「権利を侵害しており、実施料相当額の損害賠償金の支払いを命ずる」旨の判決が下され、名古屋高等裁判所における控訴審でも平成17年4月27日、地裁判決を支持する判決が出されました。これを不服とするSMC株式会社は、最高裁判所に上告していましたが、平成17年10月4日付で上告を棄却する決定が下され、当社の勝訴が確定いたしました。

平成 8年 8月 8日	名古屋地方裁判所に提訴(当社)
平成 15年 2月 10日	名古屋地方裁判所判決(当社勝訴)
平成 15年 2月 25日	名古屋高等裁判所に控訴(SMC株式会社)
平成 17年 4月 27日	名古屋高等裁判所判決(当社勝訴)
平成 17年 5月 10日	最高裁判所に上告提起(SMC株式会社)
平成 17年 10月 4日	最高裁判所決定(上告棄却)

2. 損益に与える影響

当社勝訴に伴い受領する損害賠償金は約2億1千万円となり、これを平成18年3月期第3四半期において特別利益に計上する予定です。

なお、平成18年3月期中間期及び通期の業績予想については、現在集計中であり、判明次第お知らせいたします。

以 上